

環境産業委員会会議録

- 1 期 日 令和5年9月19日(火)
- 2 会 場 第2委員会室
- 3 開会時刻 午前 9時28分
- 4 閉会時刻 午前10時21分
- 5 出席者 委員長 窪野 愛子 副委員長 橋本 勝弘
委員 松本 均 委員 藤澤 恭子
委員 大井 正 委員 山田 浩司
委員 高橋 篤仁
- (当局側出席者) 協働環境部長、都市建設部長、所管課長
(事務局出席者) 議事調査係 山崎貴哉

6 審査事項

- ・議案第84号 掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進にする条例の制定について
- ・議案第89号 掛川市道路線の認定について
- ・議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川城)
- ・議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市茶室)
- ・議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市竹の丸)
- ・議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市南体育館)

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年9月19日

市議会議長 山本 裕三 様

環境産業委員会 委員長 窪野 愛子

議 事

午前 9時28分 開議

○委員長（窪野愛子） 早速、開会させていただきます。

今定例会におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第84号 掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例の制定についてをはじめ 6件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、私から 1点御連絡申し上げます。

発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

また、質疑においては、まずは議案のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いするとともに、一問一答方式をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第84号 掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

環境政策課の説明をお願いします。

深田環境政策課長。

○委員長（窪野愛子） ただいまの環境政策課の説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑ある方は挙手をお願いいたします。

山田委員、お願いします。

○委員（山田浩司） 現在進行している施設として太陽光パネルがあるかと思えますけれども、そういう施設については、この条例はどういうふうに適用していくんでしょう。

○委員長（窪野愛子） 深田課長、お願いいたします。

○環境政策課長（深田康嗣） ありがとうございます。

この条例の施行日は、4月1日になりますので、基本的に事業開始が来年の4月1日以降の事業がこの条例に該当することになります。

○委員長（窪野愛子） 山田委員、いかがですか。

○委員（山田浩司） 大丈夫です。

○委員長（窪野愛子） 大井委員。

○委員（大井正） 条項でいうと第15条、今の山田委員の質問と類似するんですが、現在ある施設であっても、その設置自体はもう既得権というか、あるということで仕方がないんですよね。とこ

ろが、周辺の整備とか、排水とか土砂崩れ対策とか、草だとか、要するに自然環境との調和という意味から不適合だという場合は、それに対して、既にある施設でも指導ができるんですか。

○委員長（窪野愛子） お答えください。

○環境政策課室長（陸田真宏） 今の御質問ですけれども、市内にはおっしゃるとおり多くの野立ての太陽光発電がございます。もちろんそれらに対してもしっかりと維持管理をするように指導してまいります。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

どうぞ。

○委員（大井正） もう 1点は、今度は 7条絡みです。7条は、今後新しく開発するのに対する規制の網がかかっているということで、これは私、風力なんかのときをお願いしていた事案でもあり、反対という意味で聞くのではありませんが、この条例全体はどっちかという環境を守る、自然エネルギーの開発が逆効果にならないように指導していくという側面が強いと思います。ただ、御時世としてゼロカーボンに向けては、やはり再生可能エネルギーの活用という方面も必要だろうと思います。それは今後、条例なのか計画なのか、何らかの形で後押しすることも必要だと思いますけれども、何らかの施策があるのかどうか。

○委員長（窪野愛子） お答えいただけますか。

深田課長、お願いします。

○環境政策課長（深田康嗣） ありがとうございます。

そもそもこの条例ですが、規制というよりは、環境や地域社会との調和を図りながら再生可能エネルギーの発電事業を促進していくという条例になっておりますので、どこでも太陽光とか風力などの再生可能エネルギー発電施設が乱立するというのではなくて、今申し上げた目的に沿った環境と地域の調和の取れたもので促進をしていく、そのために規制区域を定めているというようなところになります。この趣旨に基づいて、条例の適用、市長の同意を得ていただいて、事業を進めていただくというようなことを考えております。

○委員長（窪野愛子） どうですか、いいですか。

山田委員。

○委員（山田浩司） もう 1点、7条の(4)番、歴史的な特色を有していることとあるんですけれども、これはどういうことか御説明いただきたいと思います。

○委員長（窪野愛子） いかがですか。

どうぞ、お願いします。

○環境政策課室長（陸田真宏） これにつきましては、市内に多くの文化財施設がございます。それから、国指定、県指定の文化財施設もございますので、そういうところにつきましては、抑制区域に定めて守っていくということでございます。

○委員長（窪野愛子） 山田委員、よろしいですか。

○委員（山田浩司） はい。

○委員長（窪野愛子） 高橋委員、お願いします。

○委員（高橋篤仁） 第15条ですかね。要するにこの条例を違反している場合に、市長の命で正すようにというふうな形になってはいますが、それをも実行しない場合、何か罰則的な例は書いていませんが、ありますか。

○委員長（窪野愛子） 深田環境政策課長。

○環境政策課長（深田康嗣） こちらのほうは、第16条になりますが、氏名等を公表させていただくということで、処分ではなくて、行政指導というようなことになりますが、守っていただけないところについては名前を公にするというようなことの規定になっております。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

ほかありませんか。よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、質疑はここで終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

ありますか。

どうぞ、大井委員。

○委員（大井正） 私は基本的にこの条例があってしかるべき、賛成です。それで、今回その旨、上程していただきたいと考えます。理由としては、やはり自然エネルギーの活用が環境破壊に直結するような本末転倒的なことにならないように、だけれども、可能な限り活用するという方向が出されていると思いますので、賛成したいと思います。

○委員長（窪野愛子） ただいまの大井委員の御意見に対して意見のある方はお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、以上で討議を終結いたします。

それでは、討論に移ります。

討論ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 討論なしということで終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第84号 掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例の制定について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第84号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第89号 掛川市道路線の認定についてを議題といたします。

維持管理課の説明をお願いいたします。

中山維持管理課長、お願いします。

○委員長（窪野愛子） ただいまの維持管理課の説明に対する質疑をお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） 1つ教えてください。

3号線の西と東のこの残っている部分というのは、既に市道認定されたりとかそういうことはありますか。

○委員長（窪野愛子） 中山課長、お願いします。

○維持管理課長（中山教之） これはもともと既存の農道になっている部分ですので、農道がそのまま残っているということになります。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

○委員（大井正） はい。

○委員長（窪野愛子） ほか、質問はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 意見がないということで、討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第89号 掛川市道路線の認定について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第89号については全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは次に、議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）を議題とします。

文化・スポーツ振興課の説明をお願いいたします。

山田文化・スポーツ振興課長、お願いします。

○委員長（窪野愛子） ただいまの文化・スポーツ振興課の説明に対する質疑をお願いいたします。
大井委員。

○委員（大井正） この管理運営共同体ですが、何か構成メンバーは変わっていないけれども、内部で何か役割分担的なものも変わって、名前も変わったと聞いているんですが、それは今までの管理運営の内容からせざるを得なかったのか、それは全然関係なくて、共同体さん側の事情で変わったのか。その辺は何か情報はありますか。

○委員長（窪野愛子） お答えできますか。

山田課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） 内部の事情については把握しておりません。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

○委員（大井正） はい。

○委員長（窪野愛子） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） このお城に限らず、その後 2つの議題もそうなんですが、公共施設で、単なる公園とかそういう施設じゃなくて、社会教育的な施設で、そのところで市民がいろんなことをや

れる施設と承知しています。そういうところが 100%民間企業でいいのかというのを私は疑問を感じて、指定管理そのものを反対するわけではないんですが、何ていったらいいのかな。体育協会、これは体育じゃないですけども。そういった公益団体みたいなのところにできなかったのかなというのが 1点と、10年というのは、それは経営側から考えれば10年保証されたほうがやりやすいであろうことは分かります。だけれども、例えばサンサンファームの事態とか、給食センターの事態を見ると、長期ということは、企業の存続というのに対して一定のリスクがあるんじゃないかという点が気にかかります。

○委員長（窪野愛子） ただいまの大井委員の意見に対して意見のある方はお願いいたします。

どうですか。今の御意見に対して、今の意見に対してでなくても結構ですので、感じるがあったら御意見をお願いします。

山田委員。

○委員（山田浩司） 指定管理のことですね。この指定管理者のところちょっと、今調べてみましたら、亀の甲 1の 3の 1って、掛川グランドホテルになっているんですけども、この辺が、グランドホテルがやっているのかな、管理しているのかということでもいいですか。

○委員長（窪野愛子） もう当局には質疑ができないものですから、そのあたり御存じでしょうか、ちょっとお話ししてください。

○副委員長（橋本勝弘） そのとおりですね、名前が違うだけですね。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 先ほど大井委員が御心配されておりました指定管理の問題もございましてけれども、それだけに慎重にこの審議が必要かと思えますし、決定するという意味で、適正な場所が選ばれたのではないかなと思っております。

大井委員がおっしゃったように、この後に続く議案の第90号、第91号、第92号ですね。これを一体化して指定管理をお願いするのではなくて、ばらばらになっていますよね。これが一体化されたほうがいいんじゃないかなとも思ってみたり、いや、ばらばらだからこそのよさ、今回はたまたま同じ指定管理者が選定されていますけれども。ばらばらだった場合はどうなのかなということというのはずっと会派の中でもいろいろ話をされていて、ここはまとまらないところでしたけれども。今回はこちらの企業さんが受けてくださるということで、いいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（窪野愛子） ただいまの藤澤委員の御意見に対して御意見のある方はお願いいたします。
よろしいでしょうかね、このあたりで。

それでは、以上で討議を終結いたします。

討論はありませんか。

大井委員。

○委員（大井正） 反対の立場の討論をさせていただきます。理由は 3つです。1つは、社会教育的な施設であり、市民の要請の運動がスムーズに受理されるかどうか、100%民間企業の管理の下で、それがちょっと保障されるかどうか不安である。2点目が、10年という長期です。経営上の問題での撤退等が生じた場合に困るのではないかという懸念があります。3点目が、そういうことも含めて、完全な企業に任せるという点にちょっと不安を持ちます。

○委員長（窪野愛子） 今、反対の立場で大井委員が御意見いただきました。

大井委員に対してどなたかお考えがございますでしょうか。

お願いします。

○副委員長（橋本勝弘） 指定管理者制度の場合の一番のメリットというのは、指定管理者の知恵と工夫を表して、それでよりよいサービスをしていくというのが指定管理制度のメリットだというふうに言われています。あと、その指定管理期間というのは基本的には、当初 3年から 5年に一般的に延びてきて、さらに10年ということなんですが、これはどちらかという受入れ側としては中期的な視点で指定管理をするということなので、むしろ双方にとって、その10年というのは工夫をして、さらに効率的に市民サービスも高めていくという点で、むしろ今の流れの中ではないかなと。

このグループは呉竹壮とかと一緒にですね。掛川市においても観光面では非常に大きな役目を果たしているということでしょうし、ジョイントというか、共同企業体というんですか、そういう形でやっていくということですから、一層市民サービス、さらには効率的な運営ができていくということで、賛成をいたします。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

それでは、このあたりで採決に入ります。

議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第90号については賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。ありがとうございました。

それでは、続いて議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）を議題といたします。

引き続きまして文化・スポーツ振興課の説明をお願いいたします。

山田文化・スポーツ振興課長、お願いいたします。

○委員長（窪野愛子） ただいまの文化・スポーツ振興課の説明に対する質疑をお願いいたします。質疑のある方はお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） 先日、別件かな、三の丸の活用のところでお話があったと思うんですが、喫茶店みたいな。そういうことにはこの茶室は使わないので、三の丸の活用という議題が独立的にあったということですか。

○委員長（窪野愛子） 御質問の意味分かりますか。

都築協働環境部長、お願いします。

○協働環境部長（都築良樹） あくまで三の丸広場と掛川城公園をにぎわいを創出するに何かもう一つ、茶室とか竹の丸とか以外に集客性のあるものを考えられないかという検討をしたということであって、ただ、そのときのサウンディング調査では、指定管理という枠組みの茶室と、三の丸広場において、またそこに仮にカフェがあったときに、やはり競合しちゃうじゃないかというような指摘があって、これは三の丸広場の活用計画を具体化するにはクリアしなくちゃいけない課題ですよという問題提起はされました。

ですので、今回は別々というか、大井委員がおっしゃっていることでいいと思います。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、どうぞ。

○委員（大井正） くどい聞き方になるかもしれませんが、この指定管理を受けてくださる企業体は、例えばホテルの運営のノウハウとか、集客、客扱いのノウハウを持っておられると思うので、その人たちにお願いする意味として、茶室をもっと集客できるように云々というところまでは踏み込んだ依頼はしないということでもいいですか。

○委員長（窪野愛子） 都築協働環境部長お願いします。

○協働環境部長（都築良樹） 現状では二の丸茶室の、要は機能を最大限に発揮してもらって集客性を高めてもらいたいということで指定管理をお願いしているので、そういう認識です。

三の丸広場の利活用は、またあそこで一つ何かさらなることが考えられないかという追加の検討ということでもありますので、まずは今の現状で最大限発揮してもらうことを指定管理者には求めた

いと思っています。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

○委員（大井正） いいです。

○委員長（窪野愛子） ほかにはどうですか。

どうぞ、藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 1つ訂正をとるか、さっきお伝えしたかったんですが、掛川城、茶室、竹の丸は 1つの指定管理者での募集で議案だけが分かれているということでよかったですね。こちらをちょっと間違えて発言いたしましたので、訂正いたします。

○委員長（窪野愛子） ほかにどなたかいかがでしょうか。

高橋委員。

○委員（高橋篤仁） 先ほどの指定管理者に求めていきたいという話で、要するに市行政としての携わりということを知りたいんですけども、この指定管理者が新たな事業展開をするに当たり、こういうことをしたいんですけどもということで、その都度その都度、行政に対して何かレポート的なものを提出して実行するのか。それとも自由気ままに計画してやれるのか教えてください。

○委員長（窪野愛子） 山田課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） 指定管理者の方とは、月に 1回必ず定例の会議というものをやっています。そのほかにも新しい事業を展開するときには、こちらのほうに連絡を取るような体制を取っております。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

ほかございませんか。

どうぞ、お願いします。

○委員（松本均） お茶の先生方とこの指定管理とのすみ分けというか、そのあたりはどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（窪野愛子） お願いできますか。

部長、お願いします。

○協働環境部長（都築良樹） 今回からはお茶の先生のサービスの事業費は指定管理料の中に入っています。その前までは直接、市が委託料でお茶の先生の方々にお支払いしていたんですけども、今回、指定管理を新たにするときにお茶の方々と話をしたところ、指定管理料の中に入れてくれればよいというようなことだったので、今回、協議して中に入れてさせていただきました。

○委員長（窪野愛子） どうぞ。

○委員（松本均） そうすると、契約はその1本で、全部契約が済むよと。もう1個言うと、10年間それでいくということですか。分かりました。

○委員長（窪野愛子） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、このあたりで質疑を終わります。

ここで委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いいたします。

なさそうですね。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、討議は終結いたします。

討論はありませんか。

大井委員。

○委員（大井正） 先ほどと同じ理由で反対します。ただ、先ほどは整理するとき3点と言ったのに、3点になっていないような話し方だったので、すみません。1点目が公共的な使用をするのに官の側の携わりがゼロになっちゃうのはいかなものか。2点目が、10年という長さを民間に委託するというもののリスクが払拭できない。3点目が、民間である以上、最低限の利益は出さなきゃいけないし、株主配当しなきゃいけないわけで、それと市民サービスとの兼ね合いをいささか危惧しますと。もちろんどっちにしたって、片方が100点で片方が0点ということはありません。民間に管理を委託する以上は、長期のほうがその受けた民間が人の教育なりいろんな投資なりというものを考えるときに、それはやりやすいのは十分分かった上で、今言った3点の危惧から反対いたします。

○委員長（窪野愛子） ただいまの意見につきまして、お願いいたします。

○副委員長（橋本勝弘） 今、3点デメリット的なことをおっしゃいましたので、そのことに対する不安を払拭する意味で、まず指定管理制度というものが、今、成熟期から少し見直しに来ているのかもしれませんが、その見直しの一つというのは、指定管理期間ですね。それがより民間の工夫をしやすいという期間に延びています。

それからもう一つ、指定管理者制度で今、より一層工夫されるようにしているのは、使用料です。使用料について、掛川市の場合とはちよつとその使用料を公的サービスの価格に抑えぎみだと。今、例えば大阪城なんかもそうですけれども、より料金というのを柔軟にして、例えば浜松市のフラワーパークもそうですけれども、繁忙期は高くして、閑散期はもうむしろただにし

て、お土産券をつけると。そのお土産券がさらにそこで物を買うというね。非常にそういう柔軟な料金制度に今流れているというか、動いているんですけども、そこが掛川市の場合はしっかり公的サービスをグリップするような価格帯に抑えているという面もありますので。むしろこのやり方というのは市民にもしっかりサービスにも目を向けているし、受け手側の要望にも応えた指定管理期間になっていたということで、問題なく賛成すべきことです。

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

それでは、採決に入ります。

議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市茶室）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第91号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に入ります。

議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）を議題といたします。

それでは、文化・スポーツ振興課の説明をお願いいたします。

山田文化・スポーツ振興課長、お願いします。

○委員長（窪野愛子） ただいまの文化・スポーツ振興課の説明に対する質疑をお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） 先ほどの議案で月 1回の定例打合せがあって、持ち込まれた企画とかそういうのを審議するとおっしゃっていたことに関して伺います。それぞれの施設で指定管理者が企画するイベントなり何なりというものに対して、市のほうはどんな対応ができるのか。極端な場合、拒否というか禁止もできるのか。それから、ない企画を提案することができるのか。この辺教えてください。

○委員長（窪野愛子） お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） 事業に関しては、基本的には管理者の自主事業に関してはやっていただくんですが、その施設を、施設管理上、使い方ですとかそういったところでの注意点、禁止事項については、こちらのほうから指導をいたします。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

○委員（大井正） 逆に市としてやってほしいけれども、提案がないというものに対して、それは

どうですか。

○委員長（窪野愛子） いかがですか。

山田課長。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） その提案はさせていただくこともあります。

○委員長（窪野愛子） 大井委員どうぞ。

○委員（大井正） 最後に、市民への価格なんですけど、そこにサービスに対して幾らという価格設定というものには、行政的な指導は入るんですか。

○委員長（窪野愛子） お答えできますか。

都築協働環境部長、お願いします。

○協働環境部長（都築良樹） 事業計画も料金設定も、年度当初に年度協定を結ぶときに、こうありたいというのを申請を受けます。その内容が市の意図と反している場合は拒否できます。さらに、料金についてもきっちり吟味させていただいているので、全く指定管理者のいいようにやると、そういうことではありません。常にチェックをさせていただいて、掛川市の意向も酌んでもらうようにしています。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

ほかいかがですか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いいたします。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、以上で討議を終結いたしまして、討論はありますか。

どうぞ。

○委員（大井正） 先ほどと同様、公共的な使用をするのに官の側の携わりがゼロになるのはいかがなものか。10年という長さを民間に委託するというもののリスクが払拭できない。民間である以上、最低限の利益は出さなきゃいけないし、株主配当しなきゃいけないわけで、それと市民サービスとの兼ね合いが危惧される。以上、3つの論点から反対です。

○委員長（窪野愛子） お願いします。

○副委員長（橋本勝弘） 周辺をセットで同じ共同体がやっていくというのは、やはり非常に相乗効果あるという意味において、賛成です。

○委員長（窪野愛子） それでは、採決に入ります。

議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市竹の丸）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第92号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、最後ですね。議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市南体育館）を議題といたします。

それでは、文化・スポーツ振興の説明をお願いいたします。

山田文化・スポーツ振興課長、お願いします。

○委員長（窪野愛子） それでは、ただいまの文化・スポーツ振興課の説明に対する質疑をお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） これが 3年間という、先ほどに比べて随分短いのはどういう理由があるんですか。

○委員長（窪野愛子） お答えください。

山田課長。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） 市内のスポーツ施設は、これ以外に12スポーツ施設ございます。そちらの指定管理期間が令和 8年度末で満了になるんですけれども、市内全体のスポーツ施設の指定管理について、一括した運営の仕方を考えていきたいと思っておりますので、その指定期間満了に合わせて 3年としております。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。

どうぞ、お願いします。

○委員（大井正） それは受けてくださる団体の種類を問わず、時間的にそういうことを、この時期に見直ししようということですか。

○委員長（窪野愛子） 山田課長。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） 施設の指定管理期間を合わせた形です。

○委員長（窪野愛子） よろしいですか。 ほかにいかがですか。

どうぞ、藤澤委員。

○委員（藤澤恭子）　今回はほかの施設と指定期間を合わせるために　3年ということでありましたが、そういう　3年という短いことによって、今までミズノさんが入っていたのは入らなくなったといふかね、今までは体協とミズノさんの共同だったと思いますけれども、やはりこの指定管理の短さから一つに絞られたという、ほかに企業がもう入ってこられなくなったということでしょうか。この経緯を教えていただきたいと思います。

○委員長（窪野愛子）　お願いできますか。

　　お願いします、片山さん。

○スポーツ振興係長（片山能志晴）　スポーツ振興係長の片山です。

　　スポーツ協会とミズノのやり取りを詳細に確認しておりませんので、どういう関係を構築し今回の応募に至ったかは分かりませんが、基本的には今までスポーツ協会が指定管理者としての経験をしながら、単独でも運用ができるという判断の下にパートナーシップの解消をされたと受け止めております。

　　以上です。

○委員長（窪野愛子）　藤澤委員、よろしいですか。

　　どうぞ。

○委員（藤澤恭子）　これまでも指定管理というのはここに限らず、やはり企業というのは長期でないとなかなか採算が取れないというところもあって、長期にしていこうというようなこともありましたけれども、今回は見直しということで、この　3年間で区切るということでもありますので、この後はまたそういった見直しもあるということで、期間のほうの統一した見直しがあるということですのでよろしいのでしょうか。

○委員長（窪野愛子）　山田課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子）　そのとおりです。

○委員長（窪野愛子）　藤澤委員、よろしいですか。

○委員（藤澤恭子）　はい。

○委員長（窪野愛子）　ほかにいかがですか。

　　大井委員。

○委員（大井正）　中学校部活の地域移行との関連は、何らかの考慮すべきこととして上がっているのですか。

○委員長（窪野愛子）　いかがでしょうか、お答えできますか。

　　山田課長。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） 市内共通施設全体の一つとしてそういったところも考慮しております。

○委員長（窪野愛子） 大井委員、再度どうぞ。

○委員（大井正） 同じことですが、移行を令和 8年度中にやると言っていますよね、あの部活の地域移行。その令和 8年度中にやるということと、この令和 9年からもう 1回考え直すというのは、令和 9年というか 8年度の終わりに見直すということは、何かリンクしているんですか。

○委員長（窪野愛子） 都築部長。

○協働環境部長（都築良樹） 特別リンクはしていません。地域部活でそれぞれの部活動がスポーツ施設でできるようにするというのは別な調整をします。具体的にいうと、今は早い者勝ちで施設の利用が埋まっていくんですけども、それだと地域部活の活動そのものが安定的に確保できないということも懸念されるので、どういった形で今のその他の利用者と地域部活の団体が上手に施設の利用を融通し合えるかというのは、これからの調整です。

それから、指定管理期間を合わせるために今回 3年なんですけれども、次の指定管理期間を10年でやるのか、あるいは今と同じように13施設を全部セットで指定管理で出すかは、これから検討します。というのは、この10年の反省なんですけれども、さんりーなみたいに収益性の高い施設とそうではない赤字の施設があり、その赤字をさんりーなで賄っていた。それで10年間でやるという、そういうスキームだったんですけども、結局いろいろ物価の高騰とか想定外のことがあって、非常にさんりーなの収益性も悪くなって、スポーツ協会が苦勞されたという反省もありますので、これをセットに出すのが果たしていいのか、それとも違う切り分けにしてやるのがいいのかというのを、この 3年間でしっかり検証して、次期の指定管理に臨みたいと思っています。

以上です。

○委員長（窪野愛子） どうぞ。

○委員（大井正） 例えば今回お願いする掛川市スポーツ協会は、先ほどの学校部活の受託者というか、地域部活の主催者になりますね。その方が特定の施設の管理者ということになった場合、地域と別の活動で使いたいよという市民との間がうまく調整できますか。

○委員長（窪野愛子） いかがですか。

山田課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山田京子） そこは自分たちの役割として、調整のほうは入っていきたいと思っています。

○委員長（窪野愛子） 今後の検討ということですね。

ほかはよろしいですか、

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、この辺で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いいたします。

意見のある方はお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 討議が終わりましたので、ここで討論に入ります。討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、採決に入ります。

議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市南体育館）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（窪野愛子） ありがとうございます。

当委員会に付託されました議案第93号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で環境産業委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、閉会中の継続審査申出事項についてを議題といたします。

S i d e B o o k s に資料を掲載してありますので、御覧いただきたいと思えます

資料のとおり、17項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） それでは、環境産業委員会の継続審査申出事項については、資料のとおり17項目といたします。

皆さんからその他何かございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（窪野愛子） 当局はよろしいですか。

以上で環境産業委員会を終了いたします。

午前10時21分 閉会